

見積参加希望業者 各位

(盛岡市内に本社又は営業所を有する「理化学機器・計測機器類—計測機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類及び盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知の上見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 リーククランプメーターの購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市加賀野字桜山86 盛岡市上下水道局新庄浄水場2階 浄水課

2 納入期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

3 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局浄水課

4 見積書提出の場所及び日時

- (1) 見積提出場所 盛岡市上下水道局新庄浄水場2階 浄水課
- (2) 見積提出日時 令和6年12月16日（月）9時00分から12時00分まで
- (3) 開札日 執行即時開札

5 契約書作成の要否

不要

6 見積書の提出方法

見積書は4(1)の場所に設置する見積箱に投函すること。郵便又は電話による見積は認めない。

7 その他

(1) 見積回数

1回限りとする。

(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積は、無効とする。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年12月11日(水)正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により浄水課宛て提出すること。回答は、盛岡市上下水道局ホームページで令和6年12月12日（木）までに公表する。

電子メールアドレス jousui@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局浄水課 電話：019-651-8949、ファックス：019-651-8966